半田市物品等電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市財務規則(昭和46年半田市規則第11号。以下「財務規則」という。)及びあいち電子調達共同システム(物品等)利用規則の規定に基づき、電子入札の 実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム(物品等)

愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加 資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成 され、入札参加資格申請や電子入札等をインターネットの利用により行う情報シ ステムの総称(以下「電子調達システム」という。)をいう。

(2) 入札参加資格申請システム

電子調達システムのサブシステムで、物品の製造・販売、役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理する情報システムをいう。

(3) 電子入札システム

電子調達システムのサブシステムで、入札(見積りを含む。以下同じ。)に関する事務手続を処理する情報システムをいう。

(4) 入札情報サービスシステム

電子調達システムのサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる 情報システムをいう。

(5) 電子入札

電子入札システムを利用して執行する入札をいう。

(6) 紙入札

電子入札によらず書面により執行する入札をいう。

(7) オープンカウンタ (公開見積競争)

電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。

(8) I Cカード

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書及び商業登記法(昭和38年法律第125号)に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。

(9) ID

電子入札に参加しようとする者が、電子入札システムにより、市へ入札参加 資格申請を行い、資格認定後交付される識別符号をいう。

(10) 電子くじ

電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(電子入札の対象)

- 第3条 電子入札の対象となる契約方式は次に掲げるものとする。ただし、市長が電子入札に付することが適当でないと認めるものは除くものとする。
 - (1) 一般競争入札(総合評価一般競争入札を除く。)
 - (2) 指名競争入札(総合評価指名競争入札を除く。)
 - (3) 随意契約(オープンカウンタに限る。)

(電子入札システムを利用できる者)

- 第4条 電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加 資格の申請を行い、資格認定を受けた者とする。
- 2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムより交付される ID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワードを変更している場合は、再度のパスワードの変更は要しない。

(ICカードの登録)

- 第5条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者(以下「電子入札参加者」という。)は、電子入札システムにICカードの登録を行わなければならない。
- 2 電子入札参加者は、登録済みのICカードが失効した場合又はICカードを更新した場合、 次の各号によりICカードの登録を行わなければならない。
 - (1) 登録済みのICカードが失効した場合 新たに取得したICカードにより再度ICカードの登録を行う。
 - (2) I Cカードを更新した場合 登録済みの I Cカード及び新たに取得した I Cカードを用いて I Cカードの 更新の登録を行う。

(ICカードの名義人)

- 第6条 I Cカードの名義人は、半田市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、法人の代表者から半田市の入札に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)がいる場合は、受任者とする。
- 2 I Cカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システムにより申請内容の変更の手続を行うとともに、前条第2項第2号に規定する方法により新たな名義人のI Cカードに更新しなければならない。

(ICカードの不正使用等における取扱い)

- 第7条 電子入札参加者が、他人のICカードを不正に使用等した場合、市長は、次の各号の 取扱いができるものとする。なお、ICカードの不正使用等とは、他人のICカードを不 正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。
 - (1) 開札までに不正使用等が判明した場合 当該案件への入札参加資格を取消すとともに、既に入札済みのものは、当該 入札を無効とする。
 - (2) 落札決定後、契約締結までに不正使用等が判明した場合 落札決定を取消す。

(3) 契約締結後に不正使用使用等が判明した場合 契約を解除する。

(案件登録等)

第8条 市長は、電子入札を実施しようとする場合、案件内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

(競争入札参加資格確認申請書の提出)

第9条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「一般競争入札参加希望者」という。)は、電子入札システムにより当該入札に参加するために必要となる資格を有することを証明する書類を添付し、電子署名及び電子証明書(以下「電子署名等」という。)を付した競争入札参加資格確認申請書(電子入札システムに登録された様式(以下「システム様式」という。)による。)を申請期間内に市長へ提出しなければならない。

(入札参加資格の確認)

- 第10条 市長は、前条の競争入札参加資格確認申請書を受領したときは、入札参加資格者名 簿等により参加資格の有無を確認し、その結果を記載した競争入札参加資格確認通知書 (システム様式による。)を電子入札システムにより当該一般競争入札参加希望者に送信す るものとする。この場合において、この通知書は、入札参加申込受付票と読み替えるもの とする。
- 2 前項の通知書を受領した一般競争入札参加希望者は、その通知書の内容を電子入札システムにより確認しなければならない。

(指名の通知)

- 第11条 市長は、指名競争入札を実施しようとするときは、指名通知書(システム様式による。)を電子入札システムにより指名した者に送信するものとする。
- 2 前項の通知書を受領した者は、その通知書の内容を電子入札システムにより確認しなければならない。

(入札書の提出)

第12条 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書(見積書を含む。第21条に規定する再度入札にあっては、再入札書。以下同じ。)を作成し電子署名等を付した上で、入札受付期間内に市長へ提出しなければならない。ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札システムより見積用暗証番号を入力するものとする。

(資格の確認)

- 第13条 一般競争入札を行う場合において、開札後、落札候補者は必要に応じ、速やかに参加資格要件を確認できる資料(資格者証の写し、実績を確認できる図書類等をいう。)を市長へ提出しなければならない。
- 2 前項に規定する確認は、開札後、入札金額が低い順に当該要件を満たしている「適格者」を確認できるまで行うものとする。

(紙入札の承認)

- 第14条 電子入札案件において、紙入札での参加を希望する者は、入札受付期間終了時まで に紙入札参加承認願(様式第1)(以下「承認願」という。)により市長の承認を得るもの とする。
- 2 前項の規定により承認願の提出があった場合、市長は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。
 - (1) ICカードの登録内容変更により、再取得の手続中である場合
 - (2) ICカードの破損等により、再取得の手続中である場合
 - (3) パソコン等にシステム障害が発生した場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責めによらないやむを得ない理由があると認められる場合
- 3 市長は、紙入札審査結果通知書(様式第2)により前項の審査結果を通知するものとする。
- 4 第2項の規定により、紙入札の承認を受けた参加者(以下「紙入札参加者」という。)は、 次の各号に掲げる方法により紙入札を行うものとする。ただし、市長が別に指定する場合 は、この限りでない。
 - (1) 使用する印鑑は、契約の締結、代金の請求等に使用する個人又は法人の代表者若しくは受任者のものとする。
 - (2) 入札にあたっては、指定の入札書(様式第3)を使用するものとする。
 - (3) 前項の紙入札書の提出締切日時は、電子入札における受付締切日時と同一とする。
- 5 紙入札参加者が承認後に行った電子入札システムによる手続きは認めないものとする。ただし、承認前に電子入札システムにより行った手続きは有効なものとする。

(入札の辞退)

- 第15条 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子入札システムにより、市長へ辞退届(システム様式による。)(第21条に規定する再度入札にあっては、再入札辞退届(システム様式による。))を提出するものとする。ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間内に書面により市長へ辞退届を提出するものとする。
- 2 入札書を提出した後は、辞退することができない。

(入札の中止)

- 第16条 市長は、入札を公正に執行することができないと判断される場合、入札を中止する ことができる。
- 2 前項の規定により、入札を中止した場合、市長は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(開札予定日時等の変更)

第17条 市長は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子入札システムにより日時変更通知書(システム様式による。)を送信するものとする。

(開札)

第18条 開札は、当該入札事務に関係のない職員(以下「立会者」という。)の立会いの上で、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

- 2 紙入札がある場合、市長は、入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に電子入札システムにより一括開札を行うものとする。
- 3 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

- 第19条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者 を決定するものとする。
- 2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号(任意の3桁の数値)を記載して提出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

(落札者の決定の通知)

第20条 落札者を決定した場合、市長は入札参加者に対し、電子入札システムにより落札 決定通知書(システム様式による。)を送信するものとする。

(保留の通知)

第21条 市長は、開札後直ちに落札者を決定することができない場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより、保留通知書(システム様式による。)を送信するものとする。

(再度入札)

- 第22条 開札をした場合において、入札参加者の入札金額が予定価格の制限の範囲内にない とき (最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以 上の入札がないとき) は、再度の入札を行うことができる。
- 2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに市長が指定し、電子入札システムにより再入札通知書(システム様式による。)を送信するものとする。
- 3 再度入札の回数については、2回までの範囲内で案件ごとに市長が定めるものとする。

(不調)

第23条 市長は、落札者がなく不調となった場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札 システムにより不調通知書(システム様式による。)を送信するものとする。

(紙入札参加者への通知)

第24条 紙入札参加者に対する第16条第2項、第17条、第20条、第21条、第22条 第2項及び第23条の通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第25条 市長は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合、その結果を入札情報サービスシステムに登録し、公表するものとする。

(電子入札システムによる提出)

第26条 電子入札システムにより送信された競争入札参加資格確認申請書、入札書及び辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

2 電子入札参加者は、これらのサーバへの到達を当該入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するようにしなければならない。

(電子ファイルの提出)

- 第27条 電子入札参加者は、市長へ資料を提出する場合、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。
- 2 前項の電子ファイルの容量は3MBを上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、LZH又はZIP形式に限定するものとする。
- 3 第1項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は次のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用するアプリケーション	保存するファイル形式
Word (Microsoft Corp.)	DOC 又は DOCX 形式
Excel(Microsoft Corp.)	XLS 又は XLSX 形式
その他	PDF形式
	(画像ファイル) JPEG、TIFF 又は GIF 形式
	(圧縮ファイル)Lzh、Zip 又は Cab 形式 ※自己解
	凍形式(EXE 形式)は認めない。

- 4 電子入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。
- 5 市長は、電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウィルス駆除が可能と執行担当者が判断するときに限り認めるものとする。
- 6 電子ファイルによる送信ができない場合については、市長の指示するところにより、郵送 又は持参により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めの ない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

(障害時等の対応)

- 第28条 案件登録後、市長が使用する電子入札システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと市長が判断したときは、電子入札を中止又は紙入札へ変更することができる。
- 2 前項の規定により、電子入札を紙入札へ変更する場合、市長は当該電子入札の全ての参加 者に対し、電話等の確実な方法で次に掲げる事項を速やかに連絡するとともに、入札方法 変更通知書(様式第4)により通知するものとする。
 - (1) 入札方法を紙入札に変更したこと。
 - (2) 既に完了している電子入札システムによる手続は有効なものとして取り扱うこと。
 - (3) 既に送信された入札書は無効とすること。
 - (4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。
 - (5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、物品等の電子入札に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

紙入札参加承認願

年 月 日

半田市長殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の案件について、下記の理由により電子入札システムを利用して入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	事業名	
2	事業場所	
3	電子入札で参	該当の□にチェックしてください。
	加できない理	□ ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中
	曲	□ IC カードの破損等のため、再取得の手続中
		□ パソコン等のシステム障害
		□ その他
		理由()

紙入札審查結果通知書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

様

半田市長

年 月 日付けで承認願いを提出されました、下記の案件への審査結果を 通知します。

記

1	事業名	
2	事業場所	
3	審査結果	紙入札での参加を
		1 承認する
		提出場所
		提出日時
		2 承認しない
		理由

入 札 書

年 月 日

半 田 市 長 殿

入札者 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

下記のとおり入札します。

記

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記事業の代金

- 1 事 業 名
- 2 事業場所

くじ番号	
------	--

- ※3桁までの数字を記入すること
- (注) 1 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。
 - 2 訂正は抹消した箇所に押印すること。(金額の訂正はできない。)
 - 3 金額の数字はアラビア数字を用い頭に「金」を記入のこと。

入札方法変更通知書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

半田市長

下記の入札について、半田市物品等電子入札実施要綱第28条の規定に基づき、電子入札 から紙入札へ変更しますので通知します。

様

記

- 1 事業名
- 2 事業場所
- 3 案件番号
- 4 既に完了している書類の送受信について
 - (1) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り 扱います(入札書は除く)
 - (2) 既に送信された入札書は無効とし、開札は行いません。
 - (3) 既に入札書を送信した方は改めて入札書を提出してください。
- 5 紙入札に関する事項
 - (1) 入札日時
 - (2) 入札場所